



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

484	平成28年度自衛官募集	(市町村課).....	2
485	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	3
486	〃	(〃).....	3
487	〃	(〃).....	4
488	〃	(〃).....	4
489	〃	(〃).....	5
490	〃	(〃).....	5
491	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	5
492	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	6
493	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	6
494	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(〃).....	7
495	平成28年度登録販売者試験の実施	(薬務課).....	7
496	橋本市に係る農業振興地域の区域の変更	(農林水産総務課).....	8
497	九度山町安田島土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	9
498	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	10
499	農用地利用配分計画の認可	(〃).....	10
500	道路の区域変更	(道路保全課).....	11
501	道路の供用開始	(〃).....	12
502	道路の区域変更	(〃).....	12
503	道路の供用開始	(〃).....	12
504	道路の区域変更	(〃).....	13
505	道路の供用開始	(〃).....	13
506	道路の区域変更	(〃).....	13
507	道路の供用開始	(〃).....	14
508	道路の区域変更	(〃).....	14
509	道路の供用開始	(〃).....	14
510	道路の区域変更	(〃).....	15
511	道路の供用開始	(〃).....	15
512	使用料の出納事務の委託	(建築住宅課).....	15
513	〃	(〃).....	16

○ 公安委員会告示

25	遊泳区域の指定	16
----	---------	-------	----

○ 選挙管理委員会告示

*34	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	16
*35	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改		

正 16

○ 海区漁業調整委員会指示

2 さわらの漁業 17

告 示

和歌山県告示第484号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の平成28年度募集について、次のとおり告示する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 募集種目及び採用予定時期

(1) 募集種目

自衛官候補生（男子）

(2) 採用予定時期

平成28年7月下旬から同年8月下旬まで又は平成29年3月下旬から同年4月上旬まで

2 試験期日、試験場及び試験種目

試験期日	試験場	試験種目
平成28年5月28日（土）	和歌山市	1 筆記試験 （国語、数学、社会及び作文）
平成28年6月24日（金）	和歌山市	2 口述試験
平成28年6月25日（土）	和歌山市	3 適性検査 4 身体検査
*試験期日及び試験場については、志願票提出後に自衛隊和歌山地方協力本部にて指定する。		

3 受付期間

試験期日の前日まで

4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の男子であって、次のいずれにも該当しないもの

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 受験手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名称	所在地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744

和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0004 田辺市下万呂564-2 宮本ビル	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を(1)の機関に持参又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した(1)の機関に連絡すること。

6 採用予定者への通知

(1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。

(2) 不合格者には通知しない。

(3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

和歌山県告示第485号

和歌山県和歌山市朝日・冬野の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第18号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

平成25年4月1日から平成27年3月19日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市朝日・冬野の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市朝日・冬野の各一部地区

5 認証年月日

平成28年4月15日

和歌山県告示第486号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字二河の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法

律第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字二河の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字二河の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年4月15日

和歌山県告示第487号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字星川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成27年12月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字星川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字星川の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年4月15日

和歌山県告示第488号

和歌山県海南市赤沼・海老谷地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成27年9月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市赤沼・海老谷地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県海南市赤沼・海老谷地区

- 5 認証年月日
平成28年4月15日

和歌山県告示第489号

和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡広川町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年1月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年4月15日

和歌山県告示第490号

和歌山県海南市野尻・別院の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成27年12月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市野尻・別院の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市野尻・別院の各一部地区
- 5 認証年月日
平成28年4月15日

和歌山県告示第491号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成28年4月19日指定した。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	恋愛天国パラダイス 5月号	09675-5	竹書房

コミック	無敵恋愛エス・ガール 5月号	08577-5	ぶんか社
コミック	月刊マガジンビーボーイ 5月号	18355-05	リブレ出版
コミック	ayaアヤ 5月号	18815-05	宙出版
コミック	恋愛白書パステル 5月号	19625-05	宙出版
コミック	drapドラ 5月号	16695-05	コアマガジン
コミック	絶対恋愛Sweet 5月号	15557-05	笠倉出版
雑誌	お宝封印映像	63805-85	コスミック出版
雑誌	アサ芸シークレット Vol.39	20018-5/7	徳間書店
雑誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol.97	02092-5	ぶんか社
月刊誌	裏モノJAPAN 5月号	01805-05	鉄人社
月刊誌	実話BUNKAタブー 5月号	05375-05	コアマガジン
月刊誌	エキサイティングマックス! 5月号	02091-5	ぶんか社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第492号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社優心の郷	有田市糸我町西496-1	サンライズケア優心	有田市糸我町西496-1	通所介護・介護予防通所介護	平成28.3.31
有限会社優心の郷	有田市糸我町西496-1	サンライズケア有田	有田市糸我町西496-1	居宅介護支援	平成28.3.31
有限会社優心の郷	有田市糸我町西496-1	サンライズケア広川	有田郡広川町広552-4	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援	平成28.3.31
有限会社優心の郷	有田市糸我町西496-1	サンライズケア花	有田郡広川町広552-4	通所介護・介護予防通所介護	平成28.3.31

和歌山県告示第493号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000142	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	橋本市御幸辻786	重度訪問介護	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	橋本市東家1-3-1	平成28.4.1

和歌山県告示第494号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
榊村直志	整形外科	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	平成28.3.31

和歌山県告示第495号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成28年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

1 試験期日及び時間

平成28年8月21日（日）

午前10時から午後3時まで

2 試験場所

和歌山県和歌山市栄谷930番地

和歌山大学

3 受験申込みの手続

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成28年5月30日（月）から同年6月24日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの間

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。以下同じ。）

(2) 提出期間

平成28年6月13日（月）から同月24日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成28年6月24日（金）までの消印のあるものだけに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問合せ先

薬務課及び県立保健所

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により行うこと。

4 合格発表

平成28年10月7日（金）午前10時に合格者の受験番号を薬務課及び県立保健所に掲示し、並びに県のホームページに掲載する。

和歌山県告示第496号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、橋本市に係る農業振興地域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は省略し、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課及び伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地域名	農業振興地域の区域
橋本地域	橋本市のうち次に掲げる区域であって、別図で示した部分 (1) 出塔、中道、上田、西畑、下中、上中及び田原の全域 (2) 柏原のうち字塚之本、戸ノ本、越前、浦溝、天上畑、石地、竹木田、井戸ノ本、大道、西垣内、水落、曾野、柳中、宮之前及び新地、吉原のうち字芦ヶ谷、大西、長尾、小西浦、ゴミ谷、ゴミザコ、桑原峰、桑原、寺前、才の神、初光田、風吹段、赤尾山、郷蔵垣内、行者、松之岡、平谷、平岸、中芝、大平、温井戸、田中台、城ノ城、下平、白石、平塾台、中西、丹生谷、西浦谷、上ノ平、西川垣内、中平、東台、中立、垣内尻、広谷、広野山及び堀内、山田のうち字牛谷、柳谷、清瀬、垣内、曾和、城ノ腰、碓、桧尾、井ノ下、上西平、中西平、下西平、南ノ町、長水谷、中東平、上東平、尾崎、中尾、中ノ谷、溝添、下川原、中垣、山本、桑ノ岡、辻合、溝尾、竹ノ下、松本、久保、中川原、井ノ上、田和、平畑、國木岡、後谷、向イ川、上井口、大井口手、西垣内、石塚及び鎌嵯胡山、野のうち字下山谷田、池奥、上ノ島、上井出、仲井出、中山谷田、上山谷田及び大谷、矢倉脇のうち字北谷、橋ヶ谷、柳ヶ谷、田中垣内、大垣内及び井関、橋谷のうち字上川原、山谷及び怒田、慶賀野のうち字上ノ平、ケガノ台及び西川、柱本のうち字西広、杓掛、清良坂、峠坂、紀伊見、鶯ヶ尾、折坂及び中ノ平、胡麻生のうち字高須台下、紀見のうち字上垣内及び且束、細川のうち字大垣内、和正及び上平、原田のうち字ワラタ山及び高瀬、妻のうち字扇塚、菖蒲谷のうち字伏尾原、田ノ尻、松ノ本、田和垣内、中垣内、西畑、中畑、南岡、下六反、大原垣内、徳目、清谷、奥ノ谷及び瀧ノ上ノ山、杉尾のうち柿平、松本垣内及び古蒲、境原のうち字竹ノ平、長畑、黒末、柏谷、大橋、中尾崎、湯屋谷東原及び上平、上兵庫のうち字浦垣内及び西ノ谷、中下のうち字尾崎、知縄、越前、オノ神、森ノ本、中通、窪、辻垣内、藪ノ本、犬飼田及び高山、芋生のうち字小島、芦原及び垣内、平野のうち字浦垣内、高月、下市ヶ峰、上市ヶ峰、森之後、柏ノ木及び柳ヶ坪、山内のうち字大津恵、知所、井上垣内、柏谷、曾和前、鍛冶屋垣内、東浦、菖蒲、次良垣内、箕台、池田天池及び庵垣内、中島のうち字塚穴、風呂尻、前原、樋ノ口、奥台、井出ノ上、竹ノ下、刎垣内、冷水、東新田、西新田、青池尻、霜子島、尾崎、市ノ木、桧之尾及び青池谷、下兵庫のうち字東新開、小白猪谷、西新開、朝妻、土井及び二十五台、河瀬のうち字口白猪谷及び口長平、赤塚のうち字田中、木落、梅ヶ本、去年川、小原、帯田、西所、土居、房屋及び城ノ尾、恋野のうち字去年川、長通、竹ノ垣内、西平山、尾崎、蟻ヶ芝、雲雀山、塙、西迫、東迫、奥之谷、清重郎尾、墓ノ尾、長二芝、森之北、与太郎井戸、岩久保、北大野山、大野山、彦三郎垣内、久保利、権兵エ垣内、瀬戸谷、中切、岩橋、土井、放生池、滝谷、円津庵及び木戸口、彦谷のうち字金総及び高松、学文路のうち字川端、土居、金尾松、吉岡、平殿坂、大田、玉西、松折、城ヶ尾、茶木畑、越畑、下土居、水木谷、岡ノ峯、茂原、塩谷、梅迫、畑山、横尾、幡天神、零岩、塚原、岡田、一本松、菖蒲谷、赤坂、有岡及びツツジ尾、霜草のうち字笹原、桧ノ谷及び奥大明、須河のうち字大平及び細ノ尾、只野のうち字下垣内、宮ノ芝及び池之窪、真土のうち字竹ノ下、向副のうち字大西島、庄ノ垣内、海田島、上ノ嶋、野田嶋、蔵垣内、東垣内、中垣内、田中台、土井、風呂谷、跨り尾、笠ヶ入道、戸屋ヶ嶽及び狼頭尾、清水のうち字触田、焼地蔵、久保、西園、鳥田、椿井、筒井、森前、椋ノ本、東岩坂、西岩坂、桧尾、狐神、堂の壇、鍋ヶ尾、三ツ池、松東坂、岡田、加賀根、聖り尾、小山、鉢伏、東藁谷、国城原、登り尾、中垣内、東ノ谷、長谷、森ノ本、塙、松西坂、中尾、池ノ尾、西川原、平谷及び西藁谷、南馬場のうち字的場、潰口、稗田、下垣内、下前田、下市縄、上市縄、上前田、樋口、一ヶ坂、里神、水越、平尾、広良、腰細、東立石、西立石、上野、上垣内、真土田、西嶋、養生場、東垣内、砂張尾及び藁谷、賢堂のうち字中河原、冷田、東垣

内、西垣内、西ノ前、西谷、妙見谷、堂ノ尾、岩掛ヶ、伝道坊、トチ谷、宮谷及びび念仏尾、横座のうち字初王子垣内、田和垣内、丸屋垣内、中村垣内、大上垣内、寺垣内、善坊谷、花房垣内、千代ヶ岡、瀬ノ奥、西辻垣内、善坊峯、瀬奥峯、大西嶋、庄ノ垣内、中垣内、海田嶋、河原田、上嶋、東垣内、野田嶋、蔵垣内及び鳥屋ヶ嶽、竹尾のうち字広浦、小谷、北之前、中垣内、中尾、東垣内、下山、城ノ谷、大谷、下大谷及び堂ヶ平、嵯峨谷のうち字塙、下和田、新春原、前田、宮ノ前、梅山、野田ノ藤、虹羅尾、中山、折付、鴨枝、岡崎、水ノ元、丹生野谷、足山、辨当、大人谷、滝谷、長尾、登り越、出岩、北谷、松尾、瀬間、蟻越し及び森田、九重のうち字神子峠、西之岡、溝ノ奥、仙之尾、奥ノ谷、大北、西原、神原、堂之向、芹田、牛房峠、岩軒、川原、梶ヶ岡、嵯峨尾、山陰、河端、山本、東垣内、小芋谷、芋谷、丸山、三太田、広ノ手、上ノ平、上ノ東及び河原谷、大野のうち字嵯峨道、西之戸、平山見付壇、西谷奥、霧尾、西谷口、宮谷尾、地藏尾、稲本、東谷奥、上知山表原、東谷口、平山口、北田、住吉下、宮ノ小路及び薬師壺、名倉のうち字田原谷上ノ切、北山、北山五ノ切、田原谷下ノ切、北山四ノ切、北山三ノ切、北山二ノ切、北山一ノ切、矢落山、東塔之尾、中塔之尾、西塔之尾及び焼尾、名古曾のうち字中尾、井手口、地智間、荒糸、住吉尾、一里山、金井ノ段、尾崎及び三味尾並びに其のうち字引ノ谷、引ノ谷口、伏原庵寺峰、庵寺峰、中谷、平山及び山際の全域

(3) 神野々のうち字上戸津井谷、極楽寺、下穴伏谷、上穴伏谷、大池尻及び西中山、柏原のうち字堂ノ浦、井ノ尻及び西之芝、野のうち字上井出、下井手、上之島及び仲田、岸上のうち字東浦及び横井手、吉原のうち字中山、東尾、上中村尾、東谷、東側、三番叟山及び樺原山、山田のうち字三ツ石、右別当、真平、草床、梨子谷、大平口及び奥垣内、矢倉脇のうち字西山、柳ヶ谷、冷谷、高山、口根古、東善寺及び向浦、橋谷のうち字中ノ坊、塙平、広浦、風呂谷、不動平、大谷、東善寺、上平及び柳ヶ谷、北馬場のうち字去年谷、笹谷、平山及び峯ヶ芝、慶賀野のうち字父川、牛ヶ谷、笹尾、坂垣内及び下垣内、柱本のうち字父川、中山、ツヅラ折、野々垣内、杉ノ森、芋谷、上平、稲穂、西ノ谷、下平、沓掛、西広、深山及び上之平、胡麻生のうち字高須台上、向垣内、杉尾谷、向山及び久保前、紀見のうち字オノ神、中垣内、鷺山、備中、芝崎、椿原、井垣内及び横谷、細川のうち字新宮、五反田、西垣内、堂垣内、柿内垣内及び垣内、原田のうち字鴨ヶ峰、長平、西平中山、深谷東原及び山ノ谷、妻のうち字古大根及び大人ノ段、菖蒲谷のうち字段垣内、塙、東裕、東畑、清谷、南岡、大原垣内、奥ノ谷、下六反、中山及び北山、市脇のうち字仁王谷、仲田、口山谷、西寺田、東山谷及び奥山谷、杉尾のうち字奥山、登り尾、四本松、森垣内、餅尾原及び堂ノ本、境原のうち字弓場の段、西山通、湯屋谷西原、横手垣内、芋生谷、葛城山、山田垣内及び古垣内、御幸辻のうち字北山、若狭山及び中尾垣内、上兵庫のうち字塚崎、石佛、芝添、岡山、三通り、南嶋、穴田、高橋、池ノ尻及び檜之尾、中下のうち字西川、溝内及び流田、芋生のうち字鳥井戸、横枕及び松ヶ下、平野のうち字落合、菖蒲谷、上西谷、垣内、持田山、西山、西新田、松ヶ谷、細野谷及び原郷、山内のうち字東山、寺池、尾崎、瀬ノ奥、瀬ノ元、五郎谷、小田、小原、三本松、平山、谷尻、山迫及び大谷、霜草のうち字廣芝、打樋谷及び東山、垂井のうち字笹ヶ谷、岩倉、梅ヶ本、堂ノ本、榎木塚、庵崎、東鳥井、女房坪、露無及び池の内、中島のうち字高尾添、西山、垣添、霜山及び岡副、下兵庫のうち字山ノ谷、山添、窪り、井ノ尻、長緑、中野及び中山、河瀬のうち字奥白猪谷、千筒輪、滝名、大人之段、墓之段及び奥長平、赤塚のうち字和庄荘、洗戸、谷山、西ノ久保及び栗林、須河のうち字二又谷、西谷、場堤浦、弓引田和、矢落谷、尾鼻、栃谷及び平木尾、谷奥深のうち字若子淵、張尾峰、宮ノ坂、大迫、戸西谷、行者峯、土谷岡及び龍ノ尾、彦谷のうち字椿谷、細石、上ノ瀧谷、小倉谷、下ノ瀧谷、壁山、赤荘、小場谷、狼谷、中迫、猪之上、東峠、西峠、久保、水呑、鳴尾、白石谷、藤後尾及び崩谷、只野のうち字黒岩、北迫、笠岩及び運堂、恋野のうち字加賀谷、中ノ坂、鳴迫、赤坂、新井戸谷、真砂、百田及び中將倉、小原田のうち字薬師垣内、野田、上垣内及び中山、向副のうち字下河原田、河原田、三軒家及び川端、清水のうち字野手、東栄、中栄、西栄、石井、八王子及び梁原、南馬場のうち字西ヶ瀬及び外河原、賢堂のうち字下河原及び上河原、学文路のうち字北嶋、福塚、安田嶋、門田及び川端、横座のうち三軒茶屋、大柳及び西小平、真土のうち字中畑、尾上谷、丸垣内、御姥谷、大尾、赤坂及び垣内、九重のうち字西浦山、大野のうち字森脇、中島、北西之島及び上知山、名倉のうち字宮田尻、宮田、城跡及び戸岩田、名古曾のうち字住吉坪並びに其のうち字池尻の一部の区域

和歌山県告示第497号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、九度山町安田島土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成28年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	山本 勉	橋本市胡麻生700番地の36
理事	岡本 健児	伊都郡九度山町大字九度山1552番地
理事	中西 雅也	伊都郡九度山町大字慈尊院332番地
理事	今西 勇	橋本市学文路476番地の3
理事	米澤 正美	伊都郡九度山町大字九度山1453番地
理事	前田 和祥	伊都郡九度山町大字九度山1412番地
理事	三浦 隆文	伊都郡九度山町大字九度山1132番地1
理事	辻 優	伊都郡九度山町大字九度山343番地
理事	志野 悦司	伊都郡九度山町大字入郷546番地
理事	木瀬 憲和	伊都郡九度山町大字九度山1332番地2
監事	川合 政一	伊都郡九度山町大字椎出878番地
監事	岩崎 早利	橋本市高野口町小田596番地の3

2 就任した役員（平成28年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	相奈良 全孝	伊都郡九度山町大字九度山1409番地
理事	奥 静夫	伊都郡九度山町大字九度山1070番地の2
理事	井上 靖雄	伊都郡九度山町大字慈尊院108番地
理事	鍵屋 義則	伊都郡九度山町大字九度山646番地の1
理事	井上 佳典	伊都郡九度山町大字九度山1464番地
理事	梅下 修平	伊都郡九度山町大字慈尊院114番地の10
理事	土岐 嘉伸	伊都郡九度山町大字九度山1374番地5
理事	北岡 哲治	伊都郡九度山町大字九度山1598番地
理事	山本 哲三	橋本市学文路584番地
理事	米澤 正美	伊都郡九度山町大字九度山1453番地
監事	蓮 沼正	伊都郡九度山町大字椎出244番地
監事	大高 範昭	伊都郡九度山町大字九度山1672番地

和歌山県告示第498号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年4月19日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年5月15日まで縦覧に供する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第5号-1	田辺市上芳養字長井57-16外3筆
平成28年度第5号-2	田辺市上秋津字迫戸550-6外2筆

和歌山県告示第499号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年4月19日に認可した。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第81号-1	日高郡由良町吹井字堀越597外1筆
平成27年度第81号-2	日高郡由良町小引字中筋322外3筆
平成27年度第81号-3	日高郡由良町小引字田子谷589-2
平成27年度第82号-1	有田郡有田川町中井原字神明前124-2外2筆
平成27年度第82号-2	有田郡有田川町市場字オノ神529-1外1筆
平成27年度第83号	日高郡日高川町三百瀬字清水715
平成27年度第84号-1	伊都郡かつらぎ町兄井字張尾528-1
平成27年度第84号-2	伊都郡かつらぎ町兄井字フトヲ548-5
平成27年度第84号-3	伊都郡かつらぎ町西渋田字渋田852-344外2筆
平成27年度第84号-4	伊都郡かつらぎ町広浦字東谷118
平成27年度第84号-5	伊都郡かつらぎ町広浦字藤ケ尾127-1外1筆
平成27年度第84号-6	伊都郡かつらぎ町萩原字大石791外4筆
平成27年度第85号	御坊市湯川町丸山字袋148-1外2筆

和歌山県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡北山村大字竹原字上ミ地112番1地先から同村大字竹原字上ミ地110番4地先まで	旧	5.86 } 6.83	54.00	
同上	新	12.02 } 15.63	54.00	

和歌山県告示第501号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 東牟婁郡北山村大字竹原字上ミ地112番1地先から同村大字竹原字上ミ地110番4地先まで

供用開始の期日 平成28年5月2日

和歌山県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字産湯字小初湯728番10地先から同町大字産湯字小初湯726番1地先まで	旧	7.77 } 11.30	70.15	
同上	新	11.30 } 15.54	70.15	

和歌山県告示第503号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡日高町大字産湯字小初湯728番10地先から同町大字産湯字小初湯726番1地先まで

供用開始の期日 平成28年5月2日

和歌山県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺龍神線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字寒川字上平1890番地先から同町大字寒川字上平1895番1地先まで	旧	2.36 } 4.54	98.00	
同上	新	4.93 } 11.92	98.00	

和歌山県告示第505号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺龍神線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字寒川字上平1890番地先から同町大字寒川字上平1895番1地先まで

供用開始の期日 平成28年5月2日

和歌山県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市下津町小畑字相上812番1地内	旧	4.68 } 6.83	54.10	

同上	新	8.68 } 11.84	54.10	
----	---	--------------------	-------	--

和歌山県告示第507号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 引尾下津線

供用開始の区間 海南市下津町小畑字相上812番1地内

供用開始の期日 平成28年5月2日

和歌山県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 野上清水線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町坂本字陰地奥804番178地先から同町坂本字上前戸807番34地先まで	旧	4.94 } 8.69	271.36	
海草郡紀美野町坂本字陰地奥804番46地先から同町坂本字上前戸807番34地先まで	新	11.26 } 27.00	220.00	

和歌山県告示第509号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 野上清水線

供用開始の区間 海草郡紀美野町坂本字陰地奥804番46地先から同町坂本字上前戸807番34地先まで
 供用開始の期日 平成28年5月2日

和歌山県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花園美里線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字切谷1777番1地先から同町大字花園梁瀬字切谷1775番6地先まで	旧	6.43 } 13.65	44.88	
同上	新	12.23 } 21.29	43.35	

和歌山県告示第511号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 花園美里線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字切谷1777番1地先から同町大字花園梁瀬字切谷1775番6地先まで

供用開始の期日 平成28年5月2日

和歌山県告示第512号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅家賃、駐車場及び特定公共賃貸住宅の使用料の収納事務を平成28年4月1日から次の者に委託した。

平成27年和歌山県告示第509号（使用料の収納事務の委託）は、平成28年3月31日限り廃止した。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山市和歌浦東三丁目3番33号 山本眞代

和歌山市神前602番地 島田盛治

和歌山市善明寺706番地の153 折井隆一

橋本市三石台三丁目22番地の1-408 大村満春
 有田郡湯浅町大字山田1392番地5 田中美奈子
 御坊市藪677番地 湯川忠
 西牟婁郡白浜町堅田845番地の2 古舘忠夫
 新宮市井の沢7番26号 中上要

和歌山県告示第513号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅家賃、駐車場及び特定公共賃貸住宅等の使用料の収納事務を平成28年4月1日から次の者に委託した。

平成27年和歌山県告示第552号（使用料の収納事務の委託）は、平成28年3月31日限り廃止した。

平成28年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山市十三番町30番地 和歌山県住宅供給公社

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第25号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成28年5月2日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

海水浴場の名称	所在地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
白良浜海水浴場	和歌山県西牟婁郡白浜町864番地	和歌山県西牟婁郡白浜町864番地先の海域で「白良浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成28年5月3日から同年9月11日まで

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第34号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年5月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

第2項の表中

「 社会福祉法人篤真会 ケアハウス後楽荘 那賀老人福祉施設組合立 養護老人ホーム白水園 那賀老人福祉施設組合立 特別養護老人ホーム白水園	紀の川市黒土262番地 紀の川市粉河2513番地 紀の川市粉河2513番地	を
「 社会福祉法人篤真会 ケアハウス後楽荘	紀の川市黒土262番地	に改める。

和歌山県選挙管理委員会告示第35号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年5月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

表中

「 新宮市野田6678番地の1 新宮市新宮2518番地の3 新宮市相筋一丁目184番地の9	新宮市野田隣保館 新宮市農家高齢者創作館 新宮市老人憩いの家「福寿園」	を
「 新宮市野田6678番地の1	新宮市野田隣保館	に、
「 新宮市緑ヶ丘一丁目6481番地の4 新宮市橋本一丁目3860番地	新宮市緑丘会館 新宮市橋本会館	を
「 新宮市緑ヶ丘一丁目6481番地の4	新宮市緑丘会館	に、
「 新宮市蜂伏129番地	新宮市蜂伏会館	を
「 新宮市蜂伏129番地 新宮市新宮2518番地の3	新宮市蜂伏会館 新宮市広角会館	に

改める。

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成28年5月2日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本 秀春

1 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎から徳島県海部郡牟岐町牟岐漁港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

2 操業の制限

平成28年5月15日から同年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成28年5月15日から平成29年3月31日までとする。